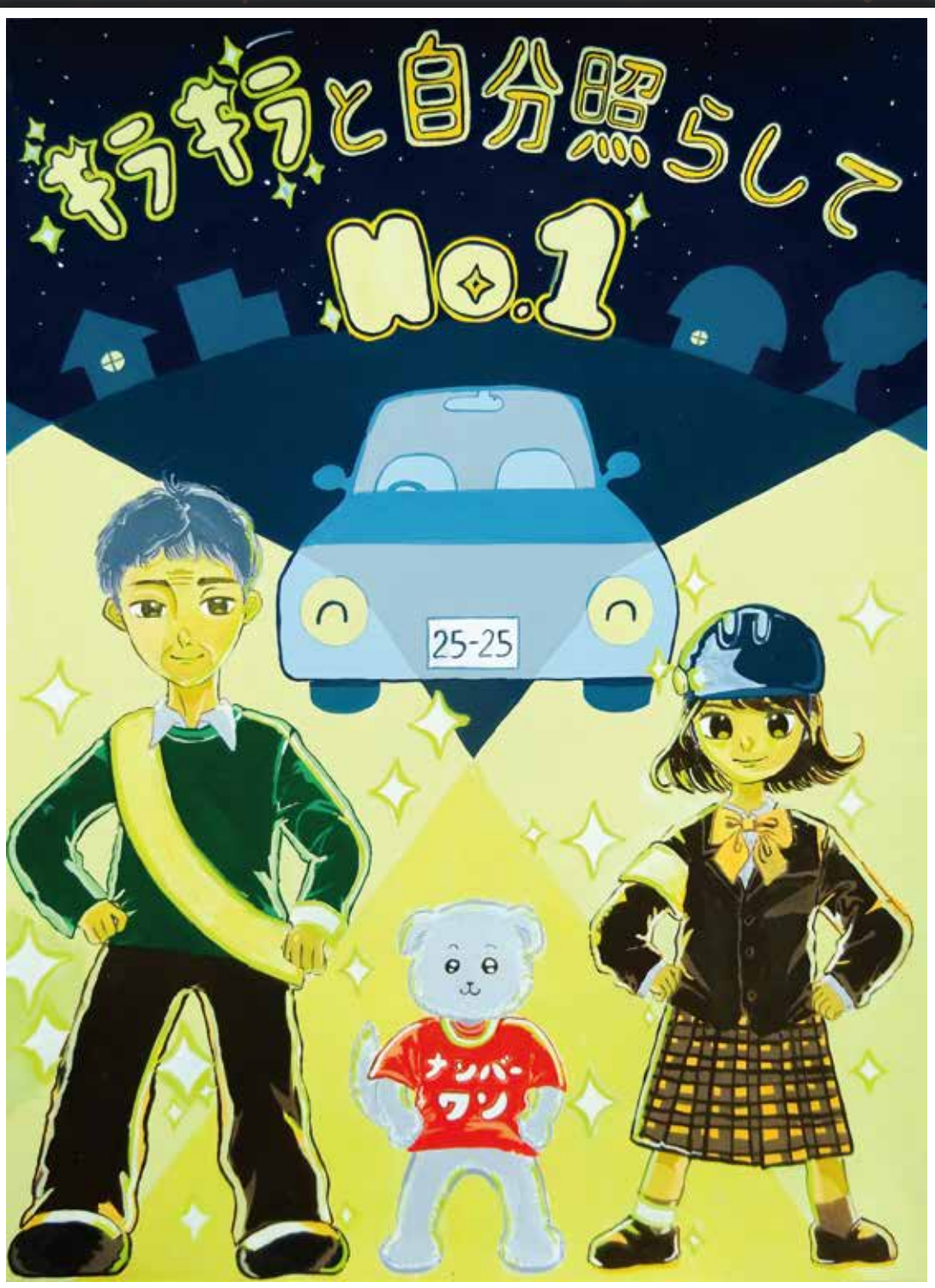
年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

令和8年 12/11(金)～12/31(木)



令和7年度交通事故防止に関するポスターコンクール入選
栃木県立足利工業高等学校　川田　暁夢さん

高めよう！とちぎの交通マナー！
マナーアップ！あなたが主役です！



1　こどもと高齢者の交通事故防止
2　悪質・危険な運転の根絶
3　自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
4「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進



こどもと高齢者の交通事故防止

3S 運動の推進

- SEE　（見る）⇒ こどもや高齢者をいち早く**発見**する
- SLOW（減速する）⇒ こどもや高齢者を見たら**減速**する
- STOP（停止する）⇒ 危険を感じたら、すぐに**停止**する

生活道路における自動車の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられました!!

- ▶**中央線等が設置されていない一般道路**が対象です。
- ▶道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
- ▶**令和8年9月1日から施行**されました。



悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶！

- ▶飲酒運転、「ながらスマホ」、あおり運転は周りの人も巻き込む重大な交通事故につながりやすい**極めて危険な行為**です。



自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

守りましょう！ 自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、**歩行者を優先**	交差点では**信号**と**一時停止**を守って、安全確認	夜間は ライトを**点灯**	飲酒運転は **禁止**	ヘルメットを **着用**

＼ 命を守る！自転車ヘルメット ／



「ライト4（フォー）運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進



合い言葉は！

「16時だよ！全員点灯」

夕暮れ時はライト、
夜間はハイビームを活用し、
安全性を高めましょう！



夜間は原則ハイビームで走りましょう。
対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走りましょう。

主唱：栃木県・栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ
(https://www.pref.tochigi.lg.jp)